

(4) 商標制度

州名	国コード	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		12	13	
			パ リ 条 約	W T O 協 定	T L T	協 定 議 定 書 ド	マ ド リ ス 協 定	ニ ー ス 協 定	商 標 法	現 地 代 理 人 性	審 査 制 度	権 の 利 原 付 与 則	本 国 登 録 要 件	存続期間		不 使 用 年 取 消	譲 渡 要 件
														起 算 日	(期 年 間)		
ア ジ ア	AE	アラブ首長国連邦	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5	○	
	BD	バングラデシュ	○	○	×	×	×	○	-	○	折衷	-	出願	7 更10	5	○	
	BH	バーレーン	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5	×	
	BN	ブルネイ	×	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	登録	10 更	5	○	
	BT	ブータン	○	×	×	○	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	3	○	
	CN	中国	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	×	登録	10 更	3	×	
	HK	香港	○	○	×	×	×	○	要	○	折衷	×	出願	10 更	3	○	
	ID	インドネシア	○	○	○	×	○	○	要	○	先願	×	出願	10 更	3	×	
	IL	イスラエル	○	○	×	○(備)	○	○	要	○	折衷	×	出願	10 更14	3	○	
	IN	インド	○	○	×	×	×	○	要	○	折衷	×	出願	10 更	5	○	
	IQ	イラク	○	×	×	×	×	○(備)	要	○	折衷	-	出願	10 更	3	○	
	IR	イラン	○	×	×	○	×	○	要	○	先願	×	出願	10 更	3	○	
	JO	ヨルダン	○	○	×	×	○	○	-	○	先使用	-	出願	10 更	3	○	
	JP	日本	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	×	登録	10 更	3	○(備1)	
	KH	カンボジア	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5	○	
	KR	韓国	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	登録	10 更	3	○	
	KW	クウェート	×	○	×	×	×	○	要	○	先願	○	出願	10 更	5	○	
	LA	ラオス	○	×	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5	○	
	LB	レバノン	○	×	×	×	○	○	要	○	先願	-	出願	15 更	5	○	
	LK	スリランカ	○	○	○	×	×	○	要	○	先願	-	登録	10 更	5	○	
	MM	ミャンマー	×	○	×	×	×	×	調査時点において、商標法は未制定。								
	MN	モンゴル	○	○	×	○	○	○	-	○	先願	-	出願	10 更	5	×	
	MO	マカオ	○	○	×	×	○	○	要	○	折衷	×	登録	7 更	3	○	
	MV	モルディブ	×	○	×	×	×	×	調査時点において、商標法は未制定。								
	MY	マレーシア	○	○	×	×	○	○	要	○	折衷	×	出願	10 更	3	○	
	NP	ネパール	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	○	登録	7 更	1	×	
	OM	オマーン	○	○	○	○	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	3	○	
	PH	フィリピン	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	登録	10 更	3	×	
	PK	パキスタン	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5	○	
	QA	カタール	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5	○	
SA	サウジアラビア	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	×	出願	10(太陰暦)更	5	○		
SG	シンガポール	○	○	×	○	○	○	要	○	折衷	-	出願	10 更	5	○		
SY	シリア	○	×	×	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10 更	×	○		
TH	タイ	○	○	×	×	○	○	要	○	先使用	-	出願	10 更	3	○		
TW	台湾	×	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	登録	10 更	3	○		
VN	ベトナム	○	○	×	○	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5	○		
YE	イエメン	○	×	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5	×		

14		15		16	17	18	19	20	備考
異議申立	期	無効審判	期	分	国	O	A	O	
算	日	算	日	類	際	H	R	A	
日	間	日	間		分	I	I	P	
					類	M	P	O	
							O	I	
公開	30日	◎		商品 34 サービス 11	○	×	×	×	第32類のビ-ル類及び第33類は登録不可。
公開	2月	○(備)		商品 34 サービス 11	○	×	×	×	(備)無効は裁判所に提訴する。
公開	60日	○(備)		商品 34 サービス 11	○	×	×	×	(備)無効は裁判所に提訴する。
公開	3月	◎		商品 34 サービス 8	○	×	×	×	
公開	3月	◎		商品 34 サービス 11	○	×	×	×	
公開	3月	◎		商品 34 サービス 11	○	×	×	×	
公開	3月	◎		商品 34 サービス 11	○	×	×	×	
公開	3月	◎		商品 34 サービス 11	○	×	×	×	(備) 2010. 9. 1. に効力発生。
公開	3月	◎		商品 34 サービス 11	○	×	×	×	
公開	90日	登録	5年	商品 34 サービス 8	○	×	×	×	(備)連合暫定施政当局 (CPA) 指令第80号
公開/公報	30日	登録	3年	商品 34 サービス 11	○	×	×	×	第32類のビ-ル類及び第33類は登録不可。
公開	3月	○(備)		商品 34 サービス 11	○	×	×	×	(備)無効は高等裁判所に提訴する。
公報	2月	○(備2)		商品 34 サービス 11	○	×	×	×	(備1)商標法24条の2第2項及び第3項に規定されている場合には譲渡できない。同法7条の2に規定する地域団体商標は譲渡できない。 (備2)請求の理由によっては、設定登録から5年を経過した後は請求できない場合がある (商標法47条)。
公報	90日	◎		商品 34 サービス 11	○	×	×	×	
公開	2月	◎		商品 34 サービス 11	○	×	×	×	
公開(備)	30日	◎		商品 34 サービス 11	○	×	×	×	第28類のクリスマスツリーとその関連商品、第29類の豚肉類、第32類のアルコール類及び第33類は登録不可。 (備)最後(3回目)の官報公告日
×		◎		商品 34 サービス 11	○	×	×	×	
-		登録	5年	商品 34 サービス 11	○	×	×	×	
公開	3月	◎		商品 34 サービス 8	○	×	×	×	
左記参照						×	×	×	
-		◎		商品 34 サービス 11	○	×	×	×	
公開	2月	◎		商品 34 サービス 11	○	×	×	×	
左記参照						×	×	×	
公開	2月	◎		商品 34 サービス 11	○	×	×	×	
公報	35日	◎		(備)	-	×	×	×	(備)本国登録の分類に従う。
公開	90日	登録	5年(備)	商品 33 サービス 11	○	×	×	×	(備)悪意による登録の場合は期限の定めはなし。
公開	30日	◎		商品 34 サービス 11	○	×	×	×	
公報	2月	◎		商品 34 サービス 11	○	×	×	×	
公開	4月	◎		商品 33 サービス 11	○	×	×	×	第32類のビ-ル類及び第33類は登録不可。
公開	90日	◎		商品 34 サービス 11	○	×	×	×	アルコール類及び卸売・小売について登録不可。
公開	2月	◎		商品 34 サービス 11	○	×	×	×	
公開	90日	-		商品 34 サービス 8	○	×	×	×	
公開	90日	◎		商品 34 サービス 11	○	×	×	×	
登録	3月	◎		商品 34 サービス 11	○	×	×	×	
公開	(備)	◎		商品 34 サービス 11	○	×	×	×	(備)公告日から登録までの間、意見書の提出可能。
公開	6月	◎		商品 33 サービス 8	○	×	×	×	第32類のビ-ル類及び第33類は登録不可。

州名	国コード	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		12	13
			パリ条約	WTO協定	T L T	協定マドリス協定	T	商標法	現の地代理人性	審査制度	権の利原付与則	本国登録要件	存続期間		不(使用年取消)	譲渡要件
													起算日	(年)間		
	AG	アンティグア・バーブーダ	○	○	×	○	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	3	-
	AR	アルゼンチン	○	○	×	×	○	○	要	○	先願	-	登録	10 更	5	○
	BB	バルバドス	○	○	×	×	○	○	要	○	先願	-	登録	10 更	5	○
	BO	ボリビア	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	登録	10 更	3	○
	BR	ブラジル	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	登録	10 更	5	○
	BS	バハマ	○	×	×	×	×	○	-	○	先使用	×	出願	14 更	5	×
	BZ	ベリーズ	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5	○
	CA	カナダ	○	○	×	×	×	○	要	○	折衷	×	登録	15 更	3	○
	CL	チリ	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	登録	10 更	×	○
	CO	コロンビア	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	登録	10 更	3	○
	CR	コスタリカ	○	○	○	×	○	○	要	○	先願	×	登録	10 更	5	○
	CU	キューバ	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10 更	3	○
	DO	ドミニカ共和国	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	×	出願	10 更	3	○
	DM	ドミニカ	○	○	×	×	○	○	要	○	先願	-	出願	10 更	3	○
	EC	エクアドル	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	登録	10 更	3	○
ア	GD	グレナダ	○	○	×	×	×	○	商標法の条文等の情報を入力できず内容未確認							
	GT	グアテマラ	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	登録	10 更	5	○
メ	GY	ガイアナ	○	○	×	×	×	○	(備1)	○	先願	-	出願	7 更14	5	○
リ	HN	ホンジュラス	○	○	○	×	×	○	要	○	先願	×	登録	10 更	3	○
	HT	ハイチ	○	○	×	×	×	○	-	×	先使用	-	登録	10 更	×	○
カ	JM	ジャマイカ	○	○	×	×	○	○	-	○	先願	-	出願	10 更	3	○
	KN	セントクリストファー・ネービス	○	○	×	×	○	○(備1)	-	○	先願	-	出願	14 更	-	×
	LC	セントルシア	○	○	×	×	○	○	-	○	先使用	-	出願	10 更	3	○
	MX	メキシコ	○	○	×	×	○	○	要	○	先願	-	出願	10 更	3	○
	NI	ニカラグア	○	○	○	×	×	○	要	○	先願	-	登録	10 更	3	○
	PA	パナマ	○	○	×	×	×	○	要	○	折衷	-	出願	10 更	5	○
	PE	ペルー	○	○	○	×	×	○	要	○	先願	×	登録	10 更	3	○
	PY	パラグアイ	○	○	×	×	×	○	要	×	先願	-	登録	10 更	5	○
	SR	スリナム	○	○	×	×	○	○	要	○	先願	-	出願	10 更	3	×
	SV	エルサルバドル	○	○	○	×	×	○	要	○	先願	-	登録	10 更	-	○
	TT	トリニダード・トバゴ	○	○	○	×	○	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5	○
	US	米国	○	○	○	○	○	○	要	○	折衷	-	登録	10 更	3	×
	UY	ウルグアイ	○	○	×	×	○	○	要	○	折衷	-	登録	10 更	×	○
	VC	セントビンセント	○	○	×	×	×	○	-	○	先願	-	出願	10 更	3	-
	VE	ベネズエラ	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	登録	15 更	-	○

14		15		16	17	18	19	20	備考
異議申立	無効審判	起算	期	分	国	O	A	O	
算	期	算	期	類	際	H	R	A	
日	間	日	間		分	I	I	P	
登録	-	◎			類	M	O	I	
公開	30日	○(備)		商品 34 サービス 11	○	×	×	×	(備) 無効は裁判所に提訴する。
公開	90日	◎		商品 34 サービス 11	○	×	×	×	
公開	30日	登録	5年(備)	商品 34 サービス 11	○	×	×	×	(備) 絶対的理由による場合は無期限。
公開	60日	○(備)		商品 34 サービス 8	○	×	×	×	(備) 無効は裁判所に提訴する。
公開	1月	◎		商品 50(備)	-	×	×	×	(備) 旧英国商品分類採用
公開	(備)	◎		商品 34 サービス 11	○	×	×	×	(備) 期限の定めはない。
公開	2月	◎		なし	-	×	×	×	
公開	30日	○(備)		商品 34 サービス 11	○	×	×	×	(備) 無効は裁判所に提訴する。
公開	30日	登録	5年(備)	商品 34 サービス 11	○	×	×	×	(備) 絶対的拒絶理由を理由とする場合は無期限。
公開(備)	2月	登録	4年	商品 34 サービス 8	○	×	×	×	(備) 最初の公告(公開)。
-		◎		商品 34 サービス 8	○	×	×	×	
公開	45日	◎		商品 34 サービス 11	○	×	×	×	
公開	-	○(備)		商品 34 サービス 11	○	×	×	×	(備) 無効は裁判所に提訴する。
公開	30日	登録	5年(備)	商品 34 サービス 11	○	×	×	×	(備) 絶対的拒絶理由及び悪意による出願であることを理由とする場合は無期限。
左記参照						×	×	×	
公開(備)	2月	◎		商品 34 サービス 8	○	×	×	×	(備) 最初の公告(公開)。
公開	1月	◎		商品 50(備2)	×	×	×	×	(備1) 登録官が要求した場合。 (備2) 独自分類
公開	30日	◎		商品 34 サービス 8	○	×	×	×	
公開	2月	◎		商品 34 サービス 8	○	×	×	×	
公開	2月	◎		商品 34 サービス 11	○	×	×	×	
公開	1月	○(備2)		商品 50(備3)	×	×	×	×	(備1) 英国商標の再登録制度あり。 (備2) 無効は裁判所に提訴する。 (備3) 旧英国分類
公開	3月	○(備)		-	○	×	×	×	(備) 無効は裁判所に提訴する。
-		◎		商品 34 サービス 11	○	×	×	×	
公開	2月	○(備)		商品 34 サービス 11	○	×	×	×	(備) 無効は裁判所に提訴する。
公開	2月	登録	10年	商品 34 サービス 11	○	×	×	×	
公開	30日	登録	5年(備)	商品 34 サービス 11	○	×	×	×	(備) 絶対的拒絶理由及び悪意による出願であることを理由とする場合は無期限。
公開	60日	◎		商品 35 サービス 10	○	×	×	×	
公報	9月	◎		商品 34	○	×	×	×	
公開	2月	登録	5年(備)	商品 34 サービス 8	○	×	×	×	(備) 絶対的拒絶理由及び悪意による出願であることを理由とする場合は無期限。
公開	3月	○		商品 34 サービス 8	○	×	×	×	
公開	30日	登録	5年(備)	商品 34 サービス 11	○	×	×	×	(備) 悪意による出願である事を理由とする場合等、一部の例外については無期限。
公開	30日	登録	15年(備)	商品 34 サービス 11	○	×	×	×	(備) 絶対的拒絶理由及び悪意による出願であることを理由とする場合は無期限。
公報	3月	×		-	○	×	×	×	
公開	30日	登録	2年(備)	-	○	×	×	×	(備) 登録日から起算する。

第6章 その他統計・資料

州名	国 コード	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		12	13	
			パ リ 条 約	W T O 協 定	T L T	協 定 議 定 書	マ ド リ ッ ド	ニ ー ス 協 定	商 標 法	現 地 代 理 人 性	審 査 制 度	権 の 利 原 付 与 則	本 国 登 録 要 件	存続期間		不 使 用 年 取 消	譲 渡 要 件
														起 算 日	(期 年 間)		
ヨ ー ロ ッ パ	AD	アンドラ	○	×	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5	○	
	AL	アルバニア	○	○	×	○	○	○	要	×	先使用	×	登録	10 更	5	○	
	AM	アルメニア	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10 更	5	○	
	AT	オーストリア	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	×	登録(備)	10 更	5	○	
	AZ	アゼルバイジャン	○	×	×	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10 更	5	○	
	BA	ボスニア・ヘルツェゴビナ	○	×	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5	×	
	BE	ベルギー	○	○	×	○	○	○(備1)	要	○	先願	×	出願	10 更	5	○	
	BG	ブルガリア	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5	○	
	BY	ベラルーシ	○	×	×	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10 更	3	○	
	CH	スイス	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5	○	
	CY	キプロス	○	○	○	○	×	○	要	○	先使用	-	出願	7 更14	5	○	
	CZ	チェコ	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5	○	
	DE	ドイツ	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願(備)	10 更	5	○	
	DK	デンマーク	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	登録	10 更	5	○	
	EE	エストニア	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5	○	
	ES	スペイン	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5	○	
	FI	フィンランド	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	-	登録	10 更	5	○	
	FR	フランス	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10 更	5	○	
	GB	英国	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5	○	
	GE	グルジア	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	×	登録	10 更	5	○	
	GR	ギリシャ	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	○	出願(備1)	10 更	5	○	
	HR	クロアチア	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5	○	
	HU	ハンガリー	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5	○	
	IE	アイルランド	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5	○	
	IS	アイスランド	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	○	登録	10 更	5	○	
	IT	イタリア	○	○	○(備1)	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5	○	
	KG	キルギス	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10 更	3	○	
KZ	カザフスタン	○	×	○	○(備1)	○	○	要	○	先願	×	出願	10 更	5	○		
LI	リヒテンシュタイン	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10 更	5	○		
LT	リトアニア	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10 更	5	○		
LU	ルクセンブルグ	○	○	×	○	○	○(備1)	要	○	先願	×	出願	10 更	5	○		
LV	ラトビア	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5	○		
MC	モナコ	○	×	○	○	○	○	-	○	先願	-	出願	10 更	-	○		
MD	モルドバ	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5	○		
ME	モンテネグロ	○	×	○	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10 更	5	○		
MK	マケドニア 旧ユーゴスラビア共和国	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5	○		
MT	マルタ	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	×	登録	10 更	5	○		

14		15		16	17	18	19	20	備考
異議申立	起算日	無効審判	起算日	分類	国際分類	OHIM	ARIPO	OAIP	
×		◎		商品 34 サービス 11	○	×	×	×	
公開	3月	○(備)		商品 34 サービス 11	○	×	×	×	(備)無効は裁判所に提訴する。
公開	2月	○(備)		商品 34 サービス 11	○	×	×	×	(備)無効は裁判所に提訴する。
-		◎		商品 34 サービス 11	○	○	×	×	(備)登録日の月末から起算する。
公報	3月	○(備)		商品 34 サービス 8	○	×	×	×	(備)絶対的理由による場合は無期限、その他の理由による場合は登録から5年。
公開	3月	◎		商品 34 サービス 8	○	×	×	×	
公開(備2)	2月	○(備3)		商品 34 サービス 11	○	○	×	×	(備1)ベネルクス統一商標法。 (備2)公開(公告)の翌月1日から起算。 (備3)一部、登録から5年の期限の定めがある場合もある。
公開	2月	◎		商品 34 サービス 11	○	○	×	×	
×		◎		商品 34 サービス 11	○	×	×	×	
登録	3月	◎		商品 34 サービス 11	○	×	×	×	
公開	2月	◎		商品 34 サービス 11	○	○	×	×	
公開	3月	◎		商品 34 サービス 11	○	○	×	×	
登録	3月	◎		商品 34 サービス 11	○	○	×	×	(備)出願月の末日から起算する。
登録	2月	○(備)		商品 34 サービス 11	○	○	×	×	(備)無効は裁判所に提訴する。
公報	2月	○(備)		商品 34 サービス 11	○	○	×	×	(備)無効は裁判所に提訴する。
公開	2月	○(備)		商品 34 サービス 11	○	○	×	×	(備)無効は裁判所に提訴する。
公開	2月	○(備)		商品 34 サービス 11	○	○	×	×	(備)無効は裁判所に提訴する。
公開	2月	◎		商品 34 サービス 11	○	○	×	×	
公報	3月	○(備)		商品 34 サービス 11	○	×	×	×	(備)無効は裁判所に提訴する。
公開(備2)	4月	◎		商品 34 サービス 11	○	○	×	×	(備1)出願の翌日を起算日とする。 (備2)公開(公告)の翌月の16日を起算日とする。
公開	3月	◎		商品 34 サービス 11	○	×	×	×	
公開	3月	◎		商品 34 サービス 11	○	○	×	×	
公開	3月	◎		商品 34 サービス 11	○	○	×	×	
公報	2月	○(備)		商品 34 サービス 11	○	×	×	×	(備)無効は裁判所に提訴する。
公開	3月	○(備2)		商品 34 サービス 11	○	○	×	×	(備1) 2011. 4. 26. に効力発生。 (備2) 無効は裁判所に提訴する。
×		登録 5年(備)		商品 34 サービス 11	○	×	×	×	(備)絶対的拒絶理由を根拠とする場合は無期限。
公報	(備2)	○(備3)		商品 34 サービス 11	○	×	×	×	(備1) 2010. 12. 8. に効力発生。 (備2) 期間の定めはない。 (備3) 先登録又は周知商標を理由とするときは、登録日から5年以内に請求しなければならない。
-		◎		商品 34 サービス 11	○	×	×	×	
公報	3月	◎		商品 34 サービス 11	○	○	×	×	
公開(備2)	2月	○(備3)		商品 34 サービス 11	○	○	×	×	(備1)ベネルクス統一商標法。 (備2)公告(公開)の翌月1日から起算する。 (備3)一部、登録から5年の期限の定めがある場合もある。
-		○(備)		商品 34 サービス 11	○	○	×	×	(備)無効は裁判所に提訴する。
-		◎		商品 34 サービス 11	○	×	×	×	
公開	3月	◎		商品 34 サービス 11	○	×	×	×	
-		◎		商品 34 サービス 11	○	×	×	×	
公報	90日	◎		商品 34 サービス 11	○	×	×	×	
-		◎		商品 34 サービス 11	○	○	×	×	

州名	国コード	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		12	13
			パリ条約	WTO協定	T L T	協定リットド	ニス協定	商標法	現の地代理人性	審査制度	権の利原付与則	本国登録要件	存続期間		不(使用年取消)	譲渡要件
													起算日	(期年)間		
ヨーロッパ	NL	オランダ	○	○	×	○	○	○(備1)	要	○	先願	×	出願	10 更	5	○
	NO	ノルウェー	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	○(備1)	出願	10 更	5	○
	PL	ポーランド	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5	○
	PT	ポルトガル	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	×	登録	10 更	5	×
	RO	ルーマニア	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10 更	5	○
	RS	セルビア	○	×	○	○	○(備1)	○	要	○	先願	×	出願	10 更	5	○
	RU	ロシア	○	×	○	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10 更	3	○
	SE	スウェーデン	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	-	登録	10 更	5	○
	SI	スロベニア	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5	○
	SK	スロバキア	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	○	出願	10 更	5	○
	SM	サンマリノ	○	×	×	○	×	○	要	○	先願	×	出願	10 更	5	○
	TJ	タジキスタン	○	×	×	×	○	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5	○
	TM	トルクメニスタン	○	×	×	○	○	○	要	○	先願	-	登録	10 更	3	○
	TR	トルコ	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5	○
アフリカ	UA	ウクライナ	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5	○
	UZ	ウズベキスタン	○	×	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5	○
	VA	バチカン	○	×	×	×	×	イタリア商標法を適用・イタリアで取得した商標権が効力を有する。								
	AO	アンゴラ	○	○	×	×	×	○	要	×	先願	-	出願	10 更	-	○
	BF	ブルキナファソ	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5	○
	BI	ブルンジ	○	○	×	×	×	○	要	×	先使用	-	-	無期限	-	×
	BJ	ベナン	○	○	×	×	○	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5	○
	BW	ボツワナ	○	○	×	○	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	3	○
	CD	コンゴ民主共和国	○	○	×	×	×	○	要	×	先願	-	出願	10 更	3	○
	CF	中央アフリカ	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5	○
	CG	コンゴ共和国	○	○	×	×	×	○	要	×	先願	×	出願	10 更	5	○
	CI	コートジボアール	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5	○
	CM	カメルーン	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5	○
	DJ	ジブチ	○	○	×	×	×	○	要	×	-	-	登録	10 更	5	○
DZ	アルジェリア	○	×	×	×	○	○	要	○	先願	×	出願	10 更	3	○	
EG	エジプト	○	○	○	○	○	○	-	○	折衷	-	出願	10 更	5	○	
GA	ガボン	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5	○	
GH	ガーナ	○	○	×	○	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5	○	
GM	ガンビア	○	○	×	×	×	○	要	○(備)	先願	-	出願	10 更	5	-	
GN	ギニア	○	○	×	×	○	○	要	○	先願	-	出願	10 更	×	○	
GQ	赤道ギニア	○	×	×	×	×	○	要	○	折衷	×	出願	10 更	5	○	
GW	ギニアビサウ	○	○	×	×	×	○	要	○	折衷	×	出願	10 更	5	○	

14		15		16	17	18	19	20	備考
異議申立		無効審判		分 類	国 際 分 類	O H I M	A R I P O	O A P I	
起 算 日	期 間	起 算 日	期 間						
公開(備2)	2月	○(備3)		商品 34 サービス 11	○	○	×	×	(備1) ベネルクス統一商標法。 (備2) 公開(公告)の翌月1日から起算。 (備3) 一部、登録から5年の期限の定めがある場合もある。
公報	3月	○(備2)		商品 34 サービス 11	○	×	×	×	(備1) パリ条約及びWTO加盟国からの出願、並びに現地で 営業活動をしている出願人の出願の場合は、本国登録 要件は免除される。 (備2) 無効は裁判所に提訴する。
公報	6月	◎		商品 34 サービス 11	○	○	×	×	
公開	2月	◎		商品 34 サービス 11	○	○	×	×	
公開	2月	○(備)		商品 34 サービス 11	○	○	×	×	(備) 無効は裁判所に提訴する。
×		○(備2)		商品 34 サービス 11	○	×	×	×	(備1) 2010. 12. 17に効力発生。 (備2) 無効宣言請求制度。一部の無効理由には期間の制 限がある。
×		◎		商品 34 サービス 11	○	×	×	×	
登録	2月	◎		商品 34 サービス 11	○	○	×	×	
公開	3月	○(備)		商品 34 サービス 11	○	○	×	×	(備) 無効は裁判所に提訴する。
公開	3月	◎		商品 34 サービス 11	○	○	×	×	
公報	3月(備)	◎		-	-	×	×	×	(注) サンマリノ・イタリア条約に基づき、イタリアで取得した 商標権が効力を有する。 (備) 情報提供制度もあり(公告日から4月)。
-		登録	5年(備)	商品 34 サービス 11	○	×	×	×	(備) 絶対的拒絶理由を理由とする場合は無期限。
×		○		商品 34 サービス 11	○	×	×	×	(備) 期限の定めはない。
公開	3月	◎		商品 34 サービス 11	○	×	×	×	
×	(備)	◎		商品 34 サービス 11	○	×	×	×	(備) 情報提供制度がある。
×		◎		商品 34 サービス 11	○	×	×	×	
左記参照						×	×	×	
×		○(備)		商品 34 サービス 11	○	×	×	×	(備) 無効は裁判所に提訴する。
公報	6月	○(備)		商品 34 サービス 11	○	×	×	○	(備) 無効は裁判所に提訴する。
-		◎		商品 34 サービス 11	○	×	×	×	
公報	6月	(備)		商品 34 サービス 11	○	×	×	○	(備) 無効は裁判所に提訴する。
公開	3月	◎		-	○	×	○	×	
×		◎		商品 34 サービス 11	○	×	×	×	
公報	6月	○(備)		商品 34 サービス 11	○	×	×	○	(備) 無効は裁判所に提訴する。
登録	6月	○(備)		商品 34 サービス 11	○	×	×	○	(備) 無効は裁判所に提訴する。
公報	6月	○(備)		商品 34 サービス 11	○	×	×	○	(備) 無効は裁判所に提訴する。
公報	6月	○(備)		商品 34 サービス 11	○	×	×	○	(備) 無効は裁判所に提訴する。
×		○(備)		商品 34 サービス 8	○	×	×	×	(備) 無効は裁判所に提訴する。
×		○(備)		商品 34 サービス 11	○	×	×	×	(備) 無効は裁判所に提訴する。
公開	60日	○(備)		商品 34 サービス 12	○	×	×	×	(備) 先使用を理由とするときは登録から5年以内。
公報	6月	○(備)		商品 34 サービス 11	○	×	×	○	(備) 無効は裁判所に提訴する。
公報	2月	○(備)		商品 34 サービス 11	○	×	○	×	(備) 無効は高等裁判所に提訴する。
公開	3月	-		-	○	×	○	×	(備) 審査は、方式、登録適確、先登録及び先願に ついて行なわれる。
公報	6月	◎		商品 34 サービス 11	○	×	×	○	
公報	6月	○(備)		-	○	×	×	○	(備) 無効は裁判所に提訴する。
公報	6月	○(備)		-	○	×	×	○	(備) 無効は裁判所に提訴する。

州名	国 コード	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		12	13
			パ リ 条 約	W T O 協 定	T L T	協 定 議 定 書	マ ド リ ッ ド	ニ ー ス 協 定	商 標 法	現 地 代 理 人 性	審 査 制 度	権 利 原 付 与 則	本 国 登 録 要 件	存続期間 起算日 (期年)間		不 使 用 年 取 消
ア フ リ カ	KE	ケニア	○	○	×	○	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更10	5	○
	KM	コモロ	○	×	×	×	×	○	商標法の条文等の情報を入力できず内容未確認							
	LR	リベリア	○	×	×	○	×	○	要	×	先願	-	出願	10 更	3	×
	LS	レソト	○	○	×	○	×	○	要	○(備)	先願	-	出願	10 更	3	○
	LY	リビア	○	×	×	×	×	○	要	○	先願	×	出願	10 更	5	×
	MA	モロッコ	○	○	○	○	○	○	要	×	先願	-	出願	10 更	5	○
	MG	マダガスカル	○	○	×	○	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	3	○
	ML	マリ	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5	○
	MR	モーリタニア	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5	○
	MU	モーリシャス	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	3	○
	MW	マラウイ	○	○	×	×	○	○	要	○	折衷	-	出願	7 更14	5	○
	MZ	モザンビーク	○	○	×	○	○	○	-	○	先願	-	出願	10 更	×	○
	NA	ナミビア	○	○	×	○	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5	○
	NE	ニジェール	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5	○
	NG	ナイジェリア	○	○	×	×	×	○	-	○	折衷	×	出願	7 更14	5	○
	RW	ルワンダ	○	○	×	×	×	×	要	×	先使用	-	-	無期限	-	×
	SC	セーシェル	○	×	×	×	×	○	要	×	先願	-	出願	7 更14	5	○
	SD	スーダン	○	×	×	○(備)	×	×	要	×	先願	×	出願	10 更	5	○
	SL	シエラレオネ	○	○	×	○	×	○	-	○	先使用	-	出願	14 更	5	×
	SN	セネガル	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5	○
	ST	サントメ・プリンシペ	○	×	×	○	×	×	調査時点においては商標法は未制定							
	SZ	スワジランド	○	○	×	○	×	○	要	○(備)	先願	×	登録	10 更	3	○
	TD	チャド	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5	○
TG	トーゴ	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5	○	
TN	チュニジア	○	○	×	×	○	○	要	○	先願	×	出願	10 更	5	○	
TZ	タンザニア (旧タンガニーカ)	○	○	×	×	○	○	要	○	先願	-	出願	7 更10	5	○	
	要							○	先願	-	出願	10 更7	3	○		
UG	ウガンダ	○	○	×	×	×	○	要	×	先願	-	出願	7 更10	3	○	
ZA	南アフリカ	○	○	×	×	×	○	要	○	先使用	×	出願	10 更	5	○	
ZM	ザンビア	○	○	×	○	×	○	要	○	折衷	×	出願	7 更14	5	○	
ZW	ジンバブエ	○	○	×	×	×	○	-	○	先使用	×	出願	10 更	5	○	
オ セ ア ニ ア	AU	オーストラリア	○	○	○	○	○	○	要	○	折衷	×	出願	10 更	3	○
	FJ	フィジー	×	○	×	×	×	○	要	○	先使用	-	出願	14 更	5	×
	NZ	ニュージーランド	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	×	出願	10 更	3	○
	PG	パプアニューギニア	○	○	×	×	×	○	要	○	先使用	-	出願	10 更	3	○
	SB	ソロモン	×	○	×	×	×	○	商標法の条文等の情報を入力できず内容未確認							
	TO	トンガ	○	○	×	×	×	○	要	○	先使用	×	出願	10 更	3	○

14		15		16	17	18	19	20	備考
異議申立		無効審判		分 類	国 際 分 類	O H I M	A R I P O	O A P	
起 算 日	期 間	起 算 日	期 間						
公開	60日	○(備)		商品 34 サービス 11	○	×	○	×	(備)無効は裁判所に提訴する。
左記参照						×	×	×	
×(備1)		◎		-	○	×	○(備2)	×	(備1) 情報提供が行なえる。 (備2) 2010. 3. 24に効力発生。
公報	3月	◎		商品 34 サービス 8	×	×	○	×	(備) 先行出願、先行登録の有無を除き審査する。
公開	3月	◎		商品 34 サービス 12	○	×	×	×	
公開	2月	○(備)		商品 34 サービス 11	○	×	×	×	(備) 無効は裁判所に提訴する。
×		○(備)		商品 34 サービス 11	○	×	×	×	(備) 無効は裁判所に提訴する。
公報	6月	○(備)		商品 34 サービス 11	○	×	×	○	(備) 無効は裁判所に提訴する。
公報	6月	○(備)		商品 34 サービス 11	○	×	×	○	(備) 無効は裁判所に提訴する。
公開	3月	○(備)		-	○	×	×	×	(備) 無効は裁判所に提訴する。
公開	2月	◎		商品 34 サービス 11	○	×	○	×	
公開	-	-		-	○	×	○	×	
公開	2月	◎		商品 34 サービス 8	○	×	○	×	
公報	6月	○(備)		商品 34 サービス 11	○	×	×	○	(備) 無効は裁判所に提訴する。
公開	2月	◎		商品 34	○	×	×	×	
-		◎		商品 34	○	×	○(備)	×	(備) 2011. 9. 24に効力発生
公開	2月	○(備)		商品 34 サービス 11	○	×	×	×	(備) 無効は裁判所に提訴する。
公開	6月	◎		商品 34 サービス 11	○	×	○	×	アルコール類は登録不可。 (備) 2010. 2. 16. に効力発生。
公開	3月	◎		商品 50 (備)	-	×	○	×	(備) 旧英国商品分類を採用。
公報	6月	○(備)		商品 34 サービス 11	○	×	×	○	(備) 無効は裁判所に提訴する。
左記参照						×	×	×	
公開	3月	◎		商品 34 サービス 11	○	×	○	×	(備) 先行出願/先行登録については異議申立があった場合に審査する。
公報	6月	○(備)		商品 34 サービス 8	○	×	×	○	(備) 無効は裁判所に提訴する。
公報	6月	○(備)		商品 34 サービス 11	○	×	×	○	(備) 無効は裁判所に提訴する。
公報	2月	○(備)		商品 34 サービス 11	○	×	×	×	(備) 無効は裁判所に提訴する。
公開	60日	◎		商品 34 サービス 11	×		○	×	
公開(備1)	60日	○(備2)		商品 34 サービス 11	○				(備1) 異議申立は、利害関係者に限られる。 (備2) 無効は裁判所に提訴する。
公開	60日	◎		商品 34 サービス 11	○	×	○	×	
公開	3月	◎		商品 34 サービス 11	○	×	×	×	
公開	2月	◎		商品 34 サービス 11	○	×	○	×	
公開	2月	◎		商品 34 サービス 11	○	×	○	×	
公開	3月	◎		商品 34 サービス 11	○	×	×	×	
公開	3月	-		商品 50	×	×	×	×	
公開	3月	◎		商品 34 サービス 11	○	×	×	×	
公開	3月	◎		商品 34 サービス 8	○	×	×	×	
左記参照						×	×	×	
公開	3月	◎		-	○	×	×	×	

州名	国 コード	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	11		12	13	
			パ リ 条 約	W T O 協 定	T L 協 定	協 定 ド 議 議 書	ニ ー ス 協 定	商 標 法	現 地 代 理 人 性	審 査 制 度	権 の 利 原 則 与 則	本 国 登 録 要 件	存続期間		不 使 用 年 取 消	譲 渡 要 件
													起 算 日	(期 年 間)		
国際 機関	AP	アフリカ地域工業所有権機関 (ARIPO)	×	×	×	×	×	○	要	×	(備)	×	出願	10 更	(備)	○
	EM	欧州共同体商標意匠庁 (OHIM)	×	×	×	○	×	○	要	○	先願	×	出願	10 更	5(備)	○
	OA	アフリカ知的財産権機関 (OAPI)	×	×	×	×	×	○	要	○	折衷	×	出願	10 更	5	○

(資料) 特許庁「平成23年度各国の産業財産権制度・運用等に関する基礎資料の作成」による調査結果及び特許庁調べ。

(備考)

- 1 パリ条約の項中、「○」は同条約に加盟していることを、「×」は同条約に未加盟であることを示す。
- 2 WTO協定の項中、「○」は同協定に加盟していることを、「×」は同協定に未加盟であることを示す。
- 3 TLI (商標法条約) の項中、「○」は同条約の締約国であることを、「×」は未締約国であることを示す。
- 4 マドリッド協定議定書の項中、「○」は「標章の国際登録に関するマドリッド協定についての議定書」に加盟していることを、「×」は同議定書に未加盟であることを示す。
- 5 ニース協定の項中、「○」は同条約に加盟していることを、「×」は同条約に未加盟であることを示す。
- 6 商標法の項中、「○」は商標法があることを、「×」は商標法がないことを示す。
- 7 現地代理人の必要性の項中、「要」は現地に居所を有しない者は、手続きを行なう際に現地代理人を必要とすることを示す。
- 8 審査制度の項中、「○」は方式的な観点だけでなく、実体的な観点からの審査(顕著性、先行商標審査等を含む。)を行うことを、「×」は方式的な観点からの審査のみ行うことを示す。
- 9 権利付与の原則の項中、「先願」は先願主義を採用していることを、「先使用」は先使用主義を採用していることを、「折衷」は折衷主義を採用していることを示す。  
先願主義とは、商標権の発生が先願者に対する登録に基づくものを、先使用主義とは、商標権の発生が商標の使用に基づくものをいい、折衷主義とは先願主義と先使用主義とが併存することをいう。
- 10 「本国登録要件」とは、外国人が本国以外の国へ出願する場合に、本国において事前に商標登録がなされていることを要求されるか否かを表す。本項目中、「○」は本国における事前の商標登録が必要であることを、「×」は本国における事前の商標登録が不要であることを示す。
- 11 存続期間における起算日は、存続期間の起算日を示し、「出願」は出願日を、「登録」は商標登録日を、「公報」は商標公報発行日(登録公告日)を、それぞれ起算日とすることを示す。また、期間の項は「権利の存続期間(年単位)」を示し、更新制度を有する場合において「更新期間が存続期間(例えば10年)と同じ場合」には「10 更」と記し、「更新期間(例えば14年)が存続期間(例えば7年)と異なる場合」には「7 更14」のように記している。
- 12 不使用取消の項中、「×」は該当する制度がないことを、また年数の表示は、一定期間使用しないと商標権の取消の対象となる場合におけるその不使用期間を示す。
- 13 譲渡要件の項中、「○」は営業とは無関係に商標権のみの譲渡が許されることを、「×」は商標権の譲渡が営業の譲渡と同時であることを要することを示す。
- 14 「異議申立」の項中、「×」は「異議申立制度がない場合」を示す。また、この異議申立における起算日は、異議申し立てができる期間の起算日を示し、「公開」は出願公開日(登録前)を、「登録」は商標登録日を、「公報」は公報発行日(登録公告日)を、それぞれ起算日とすることを示す。
- 15 無効審判の項中、「◎」は特許庁に請求できる無効審判制度がある場合を、「○」は無効審判制度に類するものがある場合を、「×」は無効審判制度がない場合を示す。また、無効審判における起算日は、無効審判の請求ができる期間の起算日を示し、「公報」は特許公報発行日(登録公告日)を、起算日とすることを示す。
- 16 分類の項中、表記は採用している分類表における分類の商品及びサービス別の数を示す。
- 17 国際分類の項中、「○」は標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定に基づく国際分類を採用している場合を、「×」は採用していない場合を示す。
- 18 OHIMの項中、「○」は加盟国を、「×」は未加盟国を示す。
- 19 ARIPOの項中、「○」は加盟国を、「×」は未加盟国を示す。
- 20 OAPIの項中、「○」は加盟国を、「×」は未加盟国を示す。

上記表中、タンザニアは旧タンガニカ及び旧ザンジバルの領域をもって構成されており、知的財産権の保護は、この両地域においては、それぞれ独立前の法律により行なわれている。

ARIPO加盟国について、ARIPOで登録された商標権の効力が及ぶのは、域内での標章に関するパンジュール議定書に署名しているレソト、マラウイ、スワジランド、タンザニア、ジンバブエ、ボツワナ、ナミビア、ウガンダの8ヶ国のみ。

上記表の全ての項に共通して、「-」は不明な場合を示す。

※ 情報の内容には正確を期しておりますが、誤りにお気づきの際は、特許庁総務部国際課外国相談係(Eメール: PA0842@jpo.go.jp)までご連絡いただけると幸いです。  
なお、当該情報の利用の結果発生するいかなる損害に対しても、特許庁は一切責任を負いません。

問い合わせ先: 国際課

14		15		16	17	18	19	20	備考
異議申立		無効審判		分 類	国 際 分 類	O H I M	A R I P O	O A P I	
起 算 日	期 間	起 算 日	期 間						
公報	3月	(備)		商品 34 サービス 8	○	/	/	/	
公開	3月	◎		商品 34 サービス 11	○	/	/	/	(備) 共同体内における継続した不使用の期間。
公報	6月	○ (備)		商品 34 サービス 11	○	/	/	/	(備) 無効は裁判所に提訴する。